

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
4	広報紙及び市HP等での孤立死に対する意識啓発	1	新規	市内で約半年間で4名が孤立死されたことが中日新聞に記事掲載(H26.6.28)された。広報8月号では、「いっぺい日記」記事で、市長が孤立死を防ぐためのアイデアを募集を呼び掛けたところ、約10名近い方々から提案があった。今後も、広報紙等において啓発記事を掲載したりすることで、行政と市民とが一緒に孤立死について考え、さらに、孤立死を防げるように、積極的な啓発を行っていく。	広報紙の紙面には限りがあり、これまでも「孤立死」に関する記事は積極的に掲載してきていないが、毎月の掲載は困難であるが、1行程度ではあるが、縦書きで処理しているえんぴつ形状で囲った記事として、ほぼ毎月何らかの啓発記事が掲載できるかどうか検討が必要である。広報紙面に限りがあるため、それを補う啓発方法として、市HPでの啓発について、担当課である福祉課とも相談しながら意識啓発に努めていく。	より有効な広報媒体、記事の掲載方法等について、関係者とも相談しながら検討する必要がある。他にも「認知症」「児童・家庭」など地域福祉計画に関連する部分は多岐にわたっており、それぞれについての意識啓発方法についても併せて検討する必要がある。	情報課 広報広聴係
30	緊急通報システム事業	1	既存	在宅のひとり暮らし高齢者、75歳以上のみの世帯、重度身体障害者及びシルバーハウジング入居者の急病、事故等の緊急事態に、無線発信機及び緊急通報機器を利用して緊急通報センターから消防本部に通報させ、救助及び援助を行うことで、日常生活上の不安を軽減し、並びに円滑な救助及び援助を行い、福祉の増進を図る。	現在は電話回線が開通している人のみが対象となっており、携帯電話しか持っていない人は利用できない。 課題：携帯電話のみの人にも利用できるようにすること。	モバイル版緊急通報システムを導入し、携帯電話のみの人にも利用できるようにする。	長寿課 いきいき長寿係
39	母子保健事業	1	既存	【乳幼児健康診査】 母子保健法第12条及び13条に基づき、乳幼児期の発育・発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見・早期治療に結びつける。また、保護者の育児不安を受け止める場所となることを目的とし、3～4か月児・1歳6か月児・3歳児・3歳8か月児健診を実施。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
39	母子保健事業	1	既存	【パパママ教室】 母子保健法第9条及び10条に基づき、妊娠期・出産後に必要な正しい知識を提供することによって、出産に対する不安の解消を図り、不安や悩みを話し合う場と仲間作りの場の提供。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
39	母子保健事業	1	既存	【育児教室】 母子保健法第9条及び第10条に基づき、子育てに関する情報提供を行い、保護者の育児上の不安や悩みを話し合える場を提供し、楽しく子育てができるよう仲間作りを促す。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
5	広報紙配達時の状況確認	2	新規	本市においては、月末に、広報配達員により広報紙の全戸配布を行っているため、その配達時に、いつもはポストがきれいなのに郵便物があふれている等、普段(前回配達時と比べ)と様子が違うと認識した場合に報告をもらう。	配達員による配布は、市内を26地区に分けて行っている。 なお、ひと月に1回の配達であるため、普段からの見守りとはならない。	事前の各課提案の際に、孤独死早期発見体制として、「広報を手渡しする」という提案もあるが、3日間程度の限られた期間内に、すべて配達を完了する必要があることから、1人住まいの方のみに手渡しするとしても、困難な状況であるため、配達時のみに限らず、もう少し綿密な見守り(早期発見)ができるようにできないか検討を要する。	情報課 広報広聴係
8	新聞販売店などの事業者との「長久手市地域見守り活動協定」の締結	2	新規	新聞販売店などの事業者と見守り活動協定を締結し、地域住民の異変情報を提供してもらう。	新聞販売店や郵便局、ライフライン事業所等、市民の生活に密接に関わる事業所と平成25年10月30日協定を締結し、事業所からの通報によりこうした異変を早期発見する。	新聞販売店や郵便局、中部電力などの、市民の生活に密接に関わる事業所と協定を締結したことにより、迅速な情報提供が期待できる。	安心安全課 交通防犯係
11	野菜配布事業	2	新規	孤立死予防のため、農楽校事業により収穫した野菜を単身高齢者家庭へ配布することで、単身高齢者の見守りを行う。	野菜を直接配布する必要があり、時間、人員ともに不足している。 農楽校の実習は週に1回のため、見回りも週に1回となるが、感覚として週に1回は適当かが不明確。	他の課の事業に付随した形で、野菜の配布を行っていくこともあわせて検討する。	産業緑地課 田園バレー係
20	行方不明高齢者等ネットワーク	2	既存	市内在住の高齢者が徘徊し、行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見できるよう協力機関の支援体制を構築し、行方不明高齢者の安全と家族等への支援に資することを目的とする。	協力が民生委員、介護事業所等に限られており、実際にすぐ動ける人が少ない。また、現行の一斉メールのやり方だと課のPCから送っているため各自の携帯設定によりうまく受信できないことがある。	市民の協力者を募り、捜索人員を拡大する。また、PCの一斉メールではなく、メーリングリストを使用し、捜索に関する人が同時に同じ情報を受信できるように整理する。その際、QRコード等を作成し、捜索時の情報共有(顔写真等)が容易にできるようにしていく。	長寿課 いきいき長寿係
24	徘徊高齢者等家族支援事業	2	既存	徘徊癖のみられる認知症の高齢者等を介護する家族が安心して介護できる環境づくりを目的に、ペンダント型の無線発信機を貸し出し、徘徊時の迅速な位置検索、保護をする。	利用者が少ない状況である。 緊急時に対応するための事業であることを、より周知する方法の検討が必要と考える。	認知症の方を介護している家族や居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの周知を図る。	長寿課 いきいき長寿係
37	後期高齢者医療 臨戸訪問	3	既存	後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料の滞納、保険証・通知等の未着世帯を訪問する際、安否等を確認し、必要があれば、他の課と情報共有している。	臨戸訪問を行うための職員体制 滞納者の場合、接触を拒まれることがある。 認知症や心身の不調により状況把握が困難な事例がある。また、家族・親族と連絡が取れないことがある。	市民の状況を市役所全体で情報共有する。 臨戸に際しては、課の業務を超えて協力体制をとる。	保険医療課 医療係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
38	国民健康保険 臨戸訪問	3	既存	国民健康保険の被保険者で、保険証・通知等の未着世帯を訪問する際、安否等を確認し、必要があれば、他の課と情報共有している。	臨戸訪問を行うための職員体制	市民の状況を市役所全体で情報共有する。臨戸に際しては、課の業務を超えて協力体制をとる。	保険医療課 国保年金係
39	母子保健事業	3	既存	【こんにちは赤ちゃん訪問】 母子保健法第10・11・17・19条、児童福祉法第21条に基づき3～4か月児健診受診前の乳児を対象(低体重児、未熟児含む)とし、すべての家庭に助産師または保健師が訪問し、親子の心身状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
39	母子保健事業	3	既存	【乳幼児家庭訪問】 母子保健法第10条に基づき、育児相談を必要とする人や発達や発育について確認を必要とする人に保健師が家庭訪問を実施して、生活の場に合った保健指導を行う。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
41	女性団員高齢者宅防火診断	3	既存	ひとり暮らしの高齢者宅を訪問して火災予防を呼びかけるとともに、家庭内の防火診断を実施し、火災の未然防止と災害発生等の事故防止を図ることを目的とする。	・基本的に毎週土日に実施したいが、女性団員の仕事の都合に左右され、年間の訪問戸数にすると10数件になってしまう。 ・案内文の返事で診断を希望されるが、電話連絡時に断られる場合が多い。また、話が通じない場合が多い。	・専門の訪問員の設置や仕事の都合など曜日に左右されることなく高齢者宅を訪問できる。	消防本部総務課 消防係
7	地域集会所を拠点とした孤立死防止対策事業	4	新規	(目的) 地域の集会所を拠点として、地域住民が主体となって活動し、住民同士のコミュニケーションが図れる場を創造する。 (概要) 午前午後の2部交代制で管理人として複数名の当番を割り当て、コミュニケーションの場を提供する。 ・当番をする者が業務に慣れてきたら、一人暮らしの高齢者に対して見回りやごみ出しの軽作業を行うなど活動の幅を広げていく。なお、ごみ出しなどの軽作業については、受益者負担を原則とする。	・地域をリードする指導者の確保。 ・定着するまでに長い期間を要する。		たつせがある課 地域担当
9	所在不明者の発見保護協力依頼時の対応	4	既存	市内で発生する子ども、障がい者や老人等の所在不明者の発見保護協力依頼時の関係課相互の連携の強化及び一元化を図り、速やかな不明者の発見保護ができるようにする。警察(徘徊老人SOSネットワーク)や関係機関との連携をとりまとめるもの。 「市が行う所在不明者等の発見保護協力依頼時における対応要領」	職員が行方不明の捜索を行う際に、危機対策本部設置との関連について整理が望ましい。 他の類似施策との関連。 平成24年度:1件通報あり(確認中に発見済) 平成23年度:2件	職員が行方不明の捜索を行う際に、危機対策本部設置との関連についての整理。他の類似施策との関連性を整理し、効果的なシステムの利用を検討する。	安心安全課 交通防犯係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
32	児童館事業	4	既存	<p>【目的】 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。</p> <p>【概要】 青少年児童センター、上郷児童館、下山児童館、長久手西児童館、長久手南児童館 ※市が洞小学校区に建築中(平成26年度開館)</p>	<p>【現状】 一部の事業を除き、地域住民や自治会を始めとした関連団体との連携が取れていない。</p> <p>【課題】 地域の子育て支援の拠点となるよう、自治会や子ども会と児童館活動の連携を深め活性化していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関連した地域組織活動に児童館を開放するなど、自治会や子ども会と児童館の連携を徐々に進めて行く。 ・自治会や子ども会の集まりや活動に参加する。 ・地域ボランティアを募集し、地域住民との連携を深める。 	子育て支援課 子ども未来係
36	保育園事業	4	新規	<p>【目的】 多世代による見守りの仕組みを作ることにより、地域の高齢者の動向を把握する。</p> <p>【概要】 保育園の「誕生日会」や「保育室の開放」等の行事に、地域の65歳以上の高齢者を招き、園児と一緒に楽しい一時を過ごしていただく。</p>	<p>保育園行事については、園児の保護者が参加することがほとんどである。 保育園も、今後はさらに地域との交流を行う施設づくりを目指す(特に高齢者)という視点を加え、「開かれた保育園」という観点から、本事業を提案し、高齢者の外出のきっかけ作りや健康増進を通じ、動向の把握を行っていきたいと考える。</p>	<p>保育園からの見守り事業から、地域での多世代による見守り体制を構築することが有効と考える。</p>	子育て支援課 保育係 (保育園)
16	障がい者相談支援事業	5	既存	<p>障がい者の困りごと全般の相談を受ける窓口。困りごとの内容によって必要な制度やサービスの利用につなげていき、障害者の自立した生活を支える。</p>	<p>福祉の家の家庭展示室に障害者相談支援センターを設置し、2事業所体制で運営しているが、体制を整えている過程であり、連絡調整機能の強化、人材育成機能の強化などが課題である。</p>	<p>障がい者相談支援センターを総合相談のワンストップ窓口にして、児童、高齢者など関連しあう相談に対応できる総合相談窓口化する。総合相談窓口には社会福祉協議会や民生委員、その他関係団体などのマンパワーを広く取り入れ、市民が支える福祉のまちの実現を目指す。</p>	福祉課 障がい福祉係
34	子育て支援センター事業	5	既存	<p>子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習会等を実施する。</p>	<p>子育て支援センターの入館者数は概ね一定であるが、講習会等については、まだ参加者が少ないものもあるため、更なる周知が必要である。 また、平成24年度からの家庭児童相談室の新設に伴い、相談室の周知を図るとともに、気軽に相談できる体制を構築し、相談体制の充実を図る。</p>	<p>子育て支援センターに来館しない親子についても、見守りが必要であるため、地域の子育てサークルとの連携を図るなど、地域での見守り体制を構築することが有効であると考えられる。</p>	子育て支援課 子ども家庭係
35	要保護児童対策事業	5	既存	<p>児童虐待防止を目的として、要保護児童の適切な保護、要支援児童及び特定妊婦への家庭訪問、面接など適切な支援を行う。</p>	<p>現在、長久手市においては適切な支援が実施されているが、全国的な事例を考察すると、要保護児童としてケース管理している案件であっても、時として状況の悪化が看過される事例が散見される。 このため、今後も現在の体制を維持・強化して、適切なケース管理を継続していく。</p>	<p>児童虐待防止に当たっては、行政が果たす役割はもちろんのこと、地域の見守り体制の構築が非常に重要となる。 このため、児童虐待について、今後も引き続き啓発活動を行い、地域住民が近隣の子育て家庭を意識して見守るよう促し、もって虐待件数の減少を図ることが有効であると考えられる。</p>	子育て支援課 子ども家庭係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
39	母子保健事業	5	既存	【健診事後教室】 母子保健法第10条に基づき、1歳6か月児健診・3歳児健診等において、言葉の遅れや落ち着きのなさなどがみられる児及び育児支援が必要な保護者に対して、健全な母子関係の成立を支援し、子どもの成長発達について相談や助言を行う。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
39	母子保健事業	5	既存	【子育て相談】 母子保健法第9条及び第10条に基づき、乳幼児の保護者に対して、育児に関する相談及び乳幼児の発育・発達に関する相談に応じ、個別に必要な指導及び助言を行うことにより、乳幼児の健康の保持増進を図り、保護者の育児不安への対応や育児支援をする。	法律に基づき実施。保健センター単独事業に留まっている事業が多く、周知や他課との連携が不十分な部分もある。	継続支援が必要なケース等については、他課と連携し、情報共有等をしていく。	健康推進課 母子保健係
1	市民を守る地域活動検討会議	6	新規	孤立死の防止に向けて、職員や市民、事業者が連携した「見守り」の体制を確立するための新規取組の実施に向けた取り組み、調整を行う。	各事業者から住民の孤立死が疑われる等の不審な状況を確認した場合、市役所へ通報を行うこと定めた協定を締結した。 また、事業所や住民から住民の孤立死が疑われる等の不審な状況を確認した場合などの緊急の連絡体制の整備を検討する。 このほか、職員や住民、事業者などと連携した「見守り」の体制を強化するため、各課等で実施できる取組の具体化を行う。	今後事業の具体化を検討する。	政策秘書課 政策調整係
3	地域福祉に関する情報システムの活用	6	新規	地域福祉計画を推進することを目的に情報システムの活用を図る。		例えば地図情報システムを用いた関係各課の情報共有や高齢者介護で検討をしている電子連絡帳を他業務への活用も考えられる。	情報課 情報システム係
10	ごみの個別収集	7	新規	特定の対象者(孤立死の恐れがある人等)に対し、収集作業員が個別にごみを回収する。 個別収集をする際に、対象者の安否確認等をし、孤立死の早期発見、防止を図る。	・対象者の選定基準(年齢、家族構成等)を明確にしなければ、一般の市民から不公平感を感じさせる。 ・対象者が多数になると、通常業務に影響するため、ある程度対象者を厳選するか、作業員の増員又は別に委託する必要がある。		環境課 ごみ減量係
15	生活困窮者自立促進支援事業	7	新規	生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることが無いよう関係機関との連携、相談事業の充実など包括的な支援を行う。	非正規雇用により社会保障が受けられない、地域のみならず家族ともつながらずに親類からも援助が得られない、現状の制度では支援の対象とならない高齢者、単身世帯が、生活保護に至るといったケースが増加している。 現状では、生活困窮の窓口が市役所(福祉事務所)しかないこと、相談支援ネットワークが確立されていないため、受けられる可能性のあるサービスや支援につながらないことがある。	地域資源を活用し、個々にあった就労支援、支援を必要とする人の早期発見、いろんな角度から包括的に支援するために、関係機関との支援ネットワークづくりが課題となる。	福祉課 保護係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
17	福祉有償運送	7	既存	高齢者、障がい者などの移動制約者の移動手段として行う旅客運送。NPO法人等による登録車両での運営で報酬は実費の範囲内とする。	長久手市では平成25年度事業開始を目指し2つのNPO法人が事業者登録をしたが、運転手不足などにより、本格稼働していない状況がある。	市内にはまだまだ福祉に興味や関心があっても、どうやって参加していいかわからない人材が大勢眠っている。地域から運転手として参加したいという人材を発掘し、ボランティアドライバーとして登録し、実践につなげていく。	福祉課 障がい福祉係
40	精神保健福祉事業	7	既存	【こころの相談】 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第47条第4項に基づき、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、不安や悩みを聞き、状況により医療機関の紹介や支援が必要な者に対しては適切なサービスが受けられるように支援する。	これまでは、保健師による随時対応と、月2回の相談日に相談員による対応を行っていたが、平成25年度からは精神保健福祉士を嘱託員として配置し、事前に決めた相談日以外でも、必要な者に随時相談対応ができるように体制を強化した。母子健康手帳交付時に必要な者に精神保健福祉士が面談したり、こころの問題を抱える母子への家庭訪問したり等、相談日以外にも広く精神保健福祉士が対応している。しかし、保健センターでの単独事業での対応にとどまっていること、また、精神保健福祉に関する相談が保健センターでできることのより広い周知や、他課との連携が不十分であり、課題である。	他課と連携し、こころの病気やストレスに悩む人がスムーズに相談できる機会を作るとともに、情報共有を図り、支援が必要な人に対して継続的に支援をする。	健康推進課 健康増進係
18	介護予防事業	8	既存	介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れたまちでいきいきと元気に過ごしていくために、国で定められた運動、口腔、栄養、閉じこもり、認知の5つの項目に重点を置いた事業を実施し、要介護・要支援状態になることを防ぐ。	教室終了後に自主的なグループへ移行していく場合がない。同じ人が、繰り返し利用することになってしまう。	地域の憩の家や集会所、共生ステーション等を利用して、住民主体の自主的なグループによる介護予防事業を展開し、地域でのつながりを築いていく。	長寿課 いきいき長寿係
23	家事援助型ホームヘルパー派遣事業	8	既存	支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができることを目的とし、家事等が困難で、日常生活を営むのに支障があるひとり暮らし高齢者や後期高齢者世帯に対し、家事援助を行うホームヘルパーを派遣する。	利用者数が減少傾向にある。条件が、介護認定が非該当の方でもあり、利用者の申込がすくない状況である。	各種郵便物にチラシを同封、及び地域包括等の団体に情報を提供し、高齢者に対する周知を図る。	長寿課 いきいき長寿係
25	高齢者等家具転倒防止事業	8	既存	地震等のタンスや書類等の転倒等による人的被害を発生を防止するため、家具転倒防止器具にかかる費用を助成する。	年度によって利用者の増減がある。利用者の増加のため対象者、事業共に拡大をしたが利用者の増加は伴わなかった。	市民に対する周知方法の検討を行い、利用者数の向上を図る。	長寿課 いきいき長寿係
26	高齢者住宅改修事業補助金	8	既存	高齢者が安心して在宅できることを目的に、住宅改修補助金を支給し、手すり等の設置や床の段差解消改修等、自宅のバリアフリー化を目指す。	年度により利用者の増減がある。H24年度は前年度と比較し大きく減少している。介護保険利用後の市での上乗せの補助であり、より住みやすい住環境を整える補助であるため、介護保険利用者に周知を図ることが重要と考える。	市民に対する周知方法の検討を行い、利用者数の向上を図る。	長寿課 いきいき長寿係

番号	事業名	基本 施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
27	高齢者日常生活用具給付金	8	既存	寝たきりやひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活の自立支援を目的に、介護保険のメニューにはない電磁調理器等の日常生活用具の給付を行う。	平成24年度実績なし。(平成23年度実績あり)年度により増減がある。きめ細かなサービスを提供しているため、利用者の増加が難しい。	市民に対する周知方法の検討を行い、利用者数の向上を図る。	長寿課 いきいき長寿係
28	生きがい活動型デイサービス事業	8	既存	家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等が、日常動作訓練活動等の提供を受け、身体的な機能の低下を防いだり、生き生きとした生活を送ることによって、生きがいのある生活と社会参加を促進し、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。	現在利用者が少なく、介護保険利用以外の方が対象のため、対象者を拡大したが利用者数の増加にはつながらなかった。	居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの周知を図る。	長寿課 いきいき長寿係
29	「食」の自立支援事業	8	既存	調理等日常生活に支障のある一人暮らしの高齢者等の健康の保持、食生活の改善、日常生活の助長を図るとともに、安否の確認を行うため、給食の宅配等を行う。	休日・祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの5日間の間で昼食を宅配する。 課題: やわらか食の対応はご飯はできるが、おかずはできない。	きざみ食、とろみ食は可能。	長寿課 いきいき長寿係
31	高齢者防犯対策事業	8	既存	高齢者宅への侵入盗などによる犯罪被害を防止するため、防犯器具を取り付けることにより、高齢者が安心して生活できるまちづくりを推進することを目的とする。	市の指定した器具を、同一世帯につき1個を1回に限り取り付けることができる。 課題: LEDタイプのセンサーライトが市場に出ているため、対象の器具をLEDタイプへ変更する。	対象の器具をLEDタイプへ変更する。	長寿課 いきいき長寿係
21	高齢者福祉浴優待事業	9	既存	高齢者の健康増進を目的に、福祉の家(福祉エリア2階)にある温泉施設(福祉浴室)の年間10回無料利用の実施。	利用者の利便性の向上のため、平成25年度より「福祉浴・歩行浴優待カード」による管理から、受付時のあったかあど提示及び「福祉浴・歩行浴優待利用申込書・利用記録簿」による管理に変更した。平成24年度から対象が歩行浴にも拡大したため、福祉浴室の利用人数が減少した。	市民に対して、介護予防教室や広報を通じてPR活動を行う。	長寿課 いきいき長寿係
22	高齢者文化施設優待事業	9	既存	市内の芸術文化施設を気軽に利用し、美術・芸術に親しむことで、外出機会・生涯学習活動の促進を図るとともにいきがいが得られることを目的に、名都美術館、トヨタ博物館における入館料の助成を行う。	専用のカードを発行しているが、他のサービスにもカードがあるため、利用者に分かりやすいよう運用方法の見直しを図る必要がある。	配布の管理や利用者の利便性のため、あったかあどとの統合を図る。	長寿課 いきいき長寿係
13	支え合いマップの作成	10	新規	50世帯を目安として、地域における困りごとを抱えている人、その人を取り巻く人のつながりを地域の人たちがマップを作成することで認識し、地域のつながりづくりを進める。	民生委員児童委員等、一部のひとしか地域にどんな人がいるかを把握しておらず、助け手を差し伸べることもできない。	マップ作りをすることで、地域にどんな困った人がいて、どんな人が関係しているかを知ることができ、地域としての支え方を考えるきっかけとなる。	福祉課 福祉施策係
19	認知症サポーター養成講座	11	既存	高齢者の暮らしを守る地域活動の一環として、地域において認知症に関する正しい理解を深め、支援充実させていくことを目的とする。	講師であるキャラバンメイトの立場がボランティアであり、本業を休んで参加していただくなどしているため負担が大きい。キャラバンメイトの数を増やす必要がある。	市主催のキャラバンメイト養成講座を開催し、人数を増やすことで同じ人に集中しないようにしていく。	長寿課 いきいき長寿係

番号	事業名	基本施策	既存	事業概要	現状と課題	想定される改善策	担当課・係
			新規				
33	ファミリーサポートセンター事業	11	既存	子育て中の親が、仕事と育児を両立したり、子どもを預けてリフレッシュするために援助を受けることで、安心して子育てができる環境をつくることを目的とする。 地域において育児の援助を行いたい者(援助会員)と援助を受けたい者(依頼会員)の会員登録を行い、保育所への送迎など相互援助活動の橋渡しを行う。また、援助会員向けのフォローアップ研修や会員同士の交流を図り、活動のサポートを行う。	現在、総会員数は750名程度であるが、依頼会員が多数であり、援助会員の割合が少なく、依頼会員の依頼内容について、まれに援助会員が見つからないことがある。このため、援助会員の割合を増加させる必要がある。	現在、市の広報等によって会員の募集を行っているが、今後は、既存の子育てサークル等、民間団体への周知も行き、広く会員を募集する必要がある。	子育て支援課 子ども家庭係
14	災害時要援護者登録事業	12	既存	一人暮らし高齢者、障がい者等の支援を要する者(以下「要援護者」という。)であって、災害時及び緊急時における地域での支援を希望し、支援を受けるため、その個人情報を提供することに同意した者を、要援護者として登録し、あらかじめ支援団体等に情報提供することで、要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。	最新情報を把握し、登録内容を更新するため、年に1回、対象者全員に対して郵送により登録内容の確認、新規登録を呼びかけているが、長寿課においても、一人暮らし高齢者、後期高齢者世帯(75歳以上)の実態把握調査を民生委員児童委員の訪問調査により実施しているため、調査の効率化、登録者の増加、登録情報の活用方法が検討課題となっている。	現在の郵送方式ではなく、民生委員児童委員による訪問調査、地域住民による情報集を主体とした調査にすることで、地域の連携が広がり、地域での見守りにつながる。	福祉課 福祉施策係
2	市民目線で幸せを測る長久手独自のモノサシづくり (幸福度指標調査事業)	13	新規	市民一人ひとりの生活や地域社会の豊かさなどを測る新しいモノサシを持つことで、今の暮らしの中にさまざまな課題を見つけていく。そして、それらの課題について、市民と職員が協働して、長久手の将来像を語りながら、具体的に課題を解決していくための仕組みづくりを行う。	平成24年度に実施した市民意識調査(5,000件配布、回収数2,646件、回収率52.9%)において、国民生活選好度調査を参考に幸せ感に関する基本的な質問を設けた。 ★幸せ感の自己評価(不幸を0点、とても幸せを10点) ★幸せ感の判断基準 ★幸せ感を高める有効手段 ★社会全体の目標 ★生活の満足度(満足している+まあ満足している) ★生活の場面ごとの孤立感(孤立感を感じる割合:強く感じる+やや感じる) ★生活の場面ごとのつながりの必要性(必要+まあ必要)	本事業は、市民生活に根差したモノサシづくりとなるため、庁内においても横断的かつフレキシブルな体制が求められる。 また、地域福祉計画策定においては、基本方向や各施策、目標値の検討にあたっては、「市民目線での幸せ」や「豊かな地域社会」の視点を盛り込まれたい。	経営管理課 経営管理係
12	地域福祉計画策定事業	13	既存	地域住民の意見を十分に反映し、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる計画である。 従来のような行政から支援を必要としている人への一方向のサービスの提供という形ではなく、計画策定をとおして、地域と行政などが連携したネットワークシステムを作ることが重要であり、地域内のネットワークづくりや住民同士の支援活動を広げ、住民自治の実現を目指し、福祉施策の総合的な推進に資することを目指している。	地域福祉に対する理解を深め、計画策定に市民が主体的に携わってもらうため、昨年度から講演会、校区别の地域懇談会等を開催しているが、参加者が一部の市民に固定化しつつあり、より多くの市民に参加してもらうことが必要である。	地域に密着した学習会、交流を重ねていき、地域福祉に対する認識を高めてもらうことで、計画策定に市民が主体的に携わることで、地域の意見を反映することができるだけでなく、地域のネットワーク、計画推進の担い手ができ、地域福祉の向上につながる。	福祉課 福祉施策係
6	地域共生ステーション事業	14	既存	市民が集まり、語らい、地域のための取組を行う拠点となる地域共生ステーションを小学校区ごとに既存施設を活用して整備することで、一人ひとりに役割と居場所があり、地域の課題を地域で考え地域で取り組むまちづくりができるようになる。	昨年4月から、地域共生ステーションづくりワークショップを実施しており、現在、6小学校区のうち、西小学校区及び北小学校区において、校区ごとの話し合いが始まっている。 西小学校区においては、空き店舗を活用したステーションが11月にオープンした。北小学校区では、具体的な候補施設は決まっていないが、「地域でできること・やりたいこと」を実現するために北のステーション部会を立ち上げ、独自の地域イベントを検討・実施している。 両校区に共通する課題としては、様々な主体をまとめ、調整する「地域コーディネーター・ファシリテーター」の不在が挙げられる。現在は、市職員がその役割を担っており、今後、その人材発掘・育成が必要となる。 また、今後、他の小学校区においてもステーションづくりに向けた協議を行っていく必要がある。	今後、地域ごとに必要な「地域コーディネーター・ファシリテーター」となる人材の発掘・育成のために、まちづくりに関する講座をまとめた「市民大学」のようなものをつくる必要がある。まちづくりの実践的な内容のカリキュラムで卒業後にまちづくりに関わる資格を付与することで参加意欲の向上を図る。この地域コーディネーターは、地域と市役所を結ぶパイプ役としての役割をもつ。	たつせがある課 地域協働係